

大塚 智見

法学研究科・准教授

【研究】

デジタル資産と私法に関する研究を積み重ねた。第一に、NFTの私法上の性質について、法学研究科ランチ・ミーティング(「NFTの私法上の性質」)及びプラットフォームビジネス研究会(「NFTの私法上の性質とNFT取引の法律関係」)にて報告を行った。これらは、近時注目を集める技術であるNFTが私法上どのような性質を有し、取引法上どのような取り扱いを受けるのかを検討するものである。第二に、SNSアカウントの相続法上の地位について、論文を執筆した(「デジタル財と相続——死後におけるSNSアカウントの帰属と管理」)。現代において多くの者が有するSNSアカウントが保有者の死亡後法的にどのように扱われるのかについて争いがある。本稿は、この問題に関する利害関係を明確にしたうえで、SNSアカウントの相続可能性を論じ、さらに、保有者が死亡前にあらかじめ死後事務委任によってSNSアカウントの帰趨について決定しておくことができるのかを検討した。いずれも、ますます重要な地位を占めるようになってきているデジタル資産についての私法上の規律を分析するもので、現代において特に重要な成果といえる。

【教育】

民法の教育に従事した。第一に、法学部の「民法3」において、150名を超える受講生に対して民法の講義を行った。前年度から継続して授業の同時配信を行うことで受講生の便宜を図り、内容面においてはさらに充実したものとすることができた。第二に、法学部の「演習」において、民法に関する最先端の論点に触れ、内容面のみでなく、文献の探し方・読み方や報告のやり方・論文の書き方についても指導した。第三に、法学研究科の「民法1」において、民法の研究方法について実践を通じた講義を行った。法のあり方が変容しつつある現代において(法改正の活性化など)、研究方法それ自体を問い直すことが重要となっており、民法以外の分野を専門とする者も含め、多くの受講生を得た。その他、学生向けの参考書にいくつか寄稿した。

【管理運営】

法学部広報室員及び法学研究科教務委員を務めた。

【社会貢献】

第一に、法務省民事局の調査員として、法制審議会担保法制部会に参加した。主に、民事局提案の理論的な検討を通じて寄与し、たとえば、「ファイナンス・リースの定義に関する外国法制の調査報告書」のような成果を上げた。第二に、総務省情報通信法学研究会に構成員として参加した。